

平成30年度 地域包括支援センターの活動状況（概要）

地域包括支援センター（以下、センターという）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的した機関です。新潟市では29か所のセンターを、包括的支援事業の委託を受けた社会福祉法人、医療法人、株式会社が設置・運営しています。

1. センターの運営方針

地域包括ケアシステムの深化・推進のために重点的に行うべき業務の方針として、以下の4点を示しました。

1 在宅医療・介護連携の推進

切れ目のない医療・介護の体制を構築するため、地域包括支援センターは在宅医療・介護連携センターや在宅医療・介護連携ステーションとの連携を深めるとともに、多職種によるネットワークを拡充し、地域の関係機関との連携体制の充実を図ります。

2 認知症施策の推進

認知症の高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターは、住民への認知症に関する啓発活動や地域住民とのネットワークのさらなる構築を進めていくとともに、医療・看護・介護の関係者との連携体制の強化を図ります。

3 生活支援・介護予防の推進

地域包括ケアシステムにおいて、生活支援・介護予防は、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」の土台になると位置づけられています。

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増えていく中で、多様な生活支援・介護予防サービスをさらに充実させていくことが重要であることから、地域包括支援センターは多様な担い手や居場所づくりが充実するよう、支え合いのしくみづくり推進員（生活支援コーディネーター）や支え合いのしくみづくり会議（協議体）と連携して支援します。

4 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

介護保険制度は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態となることの予防、要介護状態などの軽減、悪化の防止を理念としており、地域の実態や状況に応じた様々な取組みを進める必要があります。

地域包括支援センターでは、自立支援・重度化防止の取組みとして、地域ケア会議の充実と、支え合いのしくみづくり推進員や支え合いのしくみづくり会議とも連携しながら地域資源を把握し、適切なサービス利用につなげるよう努めます。

2. 日常生活圏域の見直し

センターは日常生活圏域ごとに設置しています。

一部の圏域においては複数の行政区にまたがる状況や、コミュニティ協議会とセンターの区域が異なる状況がありました。

また、高齢者人口の増加により、特に高齢者人口の多い圏域において、きめ細かな支援体制が構築しづらい状況となっていました。

民生委員やコミュニティ協議会などの地縁団体と連携して、地域に根ざした活動を行うこと及び圏域内の高齢者人口の平準化を図ることを目的に、圏域を見直し、以下のとおり、圏域の区域の変更及び圏域の分割を行うとともに、センターを2か所新設しました。

(高齢者数などについてはいずれも平成29年5月1日現在)

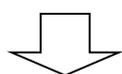
(1) 圏域の区域の見直し (平成30年4月1日)

番号	区	圏域	変更点	高齢者数の増減
1	北 区	葛塚・木崎・早通	コミュニティ協議会の区域に合わせる	+ 1,776人
	北 区	岡方・光晴		▲ 1,776人
2	北 区	岡方・光晴	区の境界に合わせる	+ 4人
	江南区	大江山・横越		▲ 4人
3	中央区	鳥屋野・上山・山潟	区の境界に合わせる	+ 87人
	江南区	曾野木・両川		▲ 87人
4	中央区	関屋・白新	区の境界に合わせる	+ 1,439人
	西 区	小新・小針		▲ 1,439人

(2) 圏域の分割とセンターの設置

①鳥屋野・上山・山潟圏域 (平成30年10月1日)

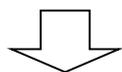
圏域名	65歳以上人口	高齢化率	要介護・要支援認定者数	全体認定率	地域包括支援センター名
鳥屋野・上山・山潟	16,870人	22.5%	2,721人	16.1%	姥ヶ山



圏域名	65歳以上人口	高齢化率	要介護・要支援認定者数	全体認定率	地域包括支援センター名
鳥屋野・上山	12,159人	21.2%	2,025人	16.7%	鳥屋野・上山
山潟	4,711人	26.6%	696人	14.8%	山潟 (新設)

②山の下・藤見・下山圏域（平成31年3月1日）

圏域名	65歳以上 人口	高齢化率	要介護・要支援 認定者数	全体 認定率	地域包括 支援センター名
山の下・藤見 ・下山	14,441人	30.1%	2,782人	19.3%	山の下



圏域名	65歳以上 人口	高齢化率	要介護・要支援 認定者数	全体 認定率	地域包括 支援センター名
山の下	5,718人	31.1%	1,269人	22.2%	山の下（新設）
藤見・下山	8,723人	29.5%	1,513人	17.3%	藤見・下山

3. センターが行う業務

センターには原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置しています。加えて、地域の実情にあったきめ細かな支援を実施するために、機能強化職員を配置しています（19センターに1名ずつ、10センターに2名ずつ配置）。

それぞれの専門職がその専門知識や技能を互いに活かしながら、チームとして次の業務を行っています。

- (1) 包括的支援事業
 - ①総合相談支援業務
 - ②権利擁護業務
 - ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 機能強化事業
- (4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

4. 各業務の実施状況

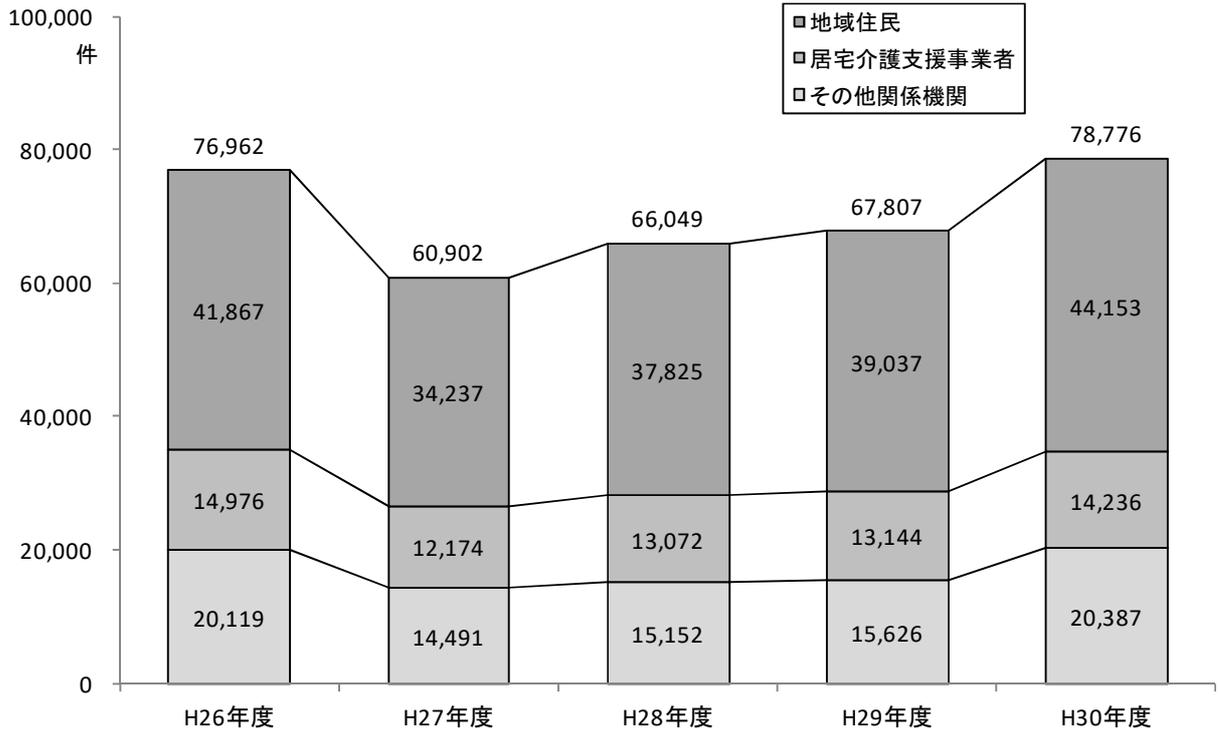
(1) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

- 「総合相談」窓口として広く市民からの相談を受け付け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや適切な機関につなぎ、必要に応じて継続的に支援などを行っています。

グラフ 1

相談相手別 相談実件数の推移



※各年度とも 地域包括支援センターかめだ を除く

表 1 - 1

区別の相談実件数

(単位: 件)

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	総計
地域住民	4,713	7,630	9,252	2,125	5,610	2,817	8,184	3,822	44,153
居宅介護支援事業者	1,685	3,608	2,653	197	1,688	891	2,507	1,007	14,236
その他関係機関	2,106	3,804	4,046	495	2,059	1,875	4,346	1,656	20,387
相談実件数合計	8,504	15,042	15,951	2,817	9,357	5,583	15,037	6,485	78,776

※地域包括支援センターかめだを除く

高齢者人口(A)	22,165	37,979	47,043	9,910	23,544	12,801	44,639	18,034	216,115
地域住民相談実件数(B)	4,713	7,630	9,252	2,125	5,610	2,817	8,184	3,822	44,153
(B)/(A)	21.3%	20.1%	19.7%	21.4%	23.8%	22.0%	18.3%	21.2%	20.4%

※高齢者人口は平成30年5月末現在、亀田・亀田西圏域を除く

表 1 - 2

【参考】 区別の相談実件数（平成 29 年度）

（単位：件）

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	総計
地域住民	4,061	6,296	9,707	1,941	4,636	2,450	6,698	3,248	39,037
居宅介護支援事業者	1,488	3,091	2,302	257	1,540	937	2,621	908	13,144
その他関係機関	1,582	2,576	3,299	502	1,674	1,606	3,298	1,089	15,626
相談実件数合計	7,131	11,963	15,308	2,700	7,850	4,993	12,617	5,245	67,807

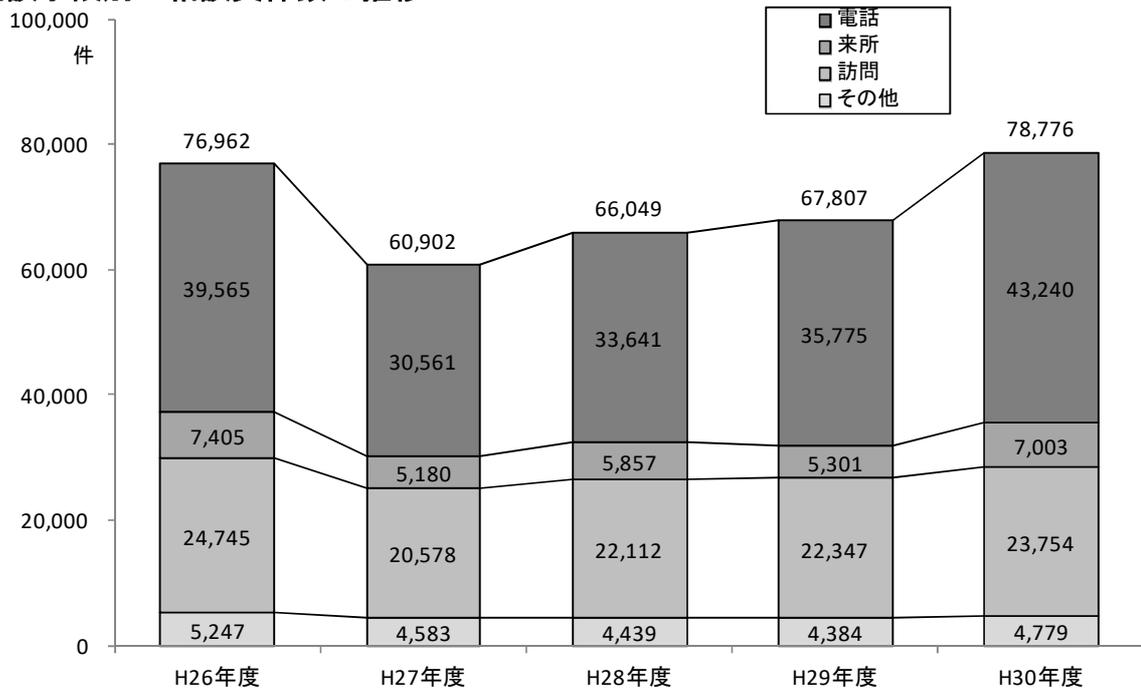
※地域包括支援センターかめだを除く

高齢者人口(A)	21,666	37,423	46,706	9,727	23,171	12,561	43,926	17,802	212,982
地域住民相談実件数(B)	4,061	6,296	9,707	1,941	4,636	2,450	6,698	3,248	39,037
(B)/(A)	18.7%	16.8%	20.8%	20.0%	20.0%	19.5%	15.2%	18.2%	18.3%

※高齢者人口は平成29年5月末現在、亀田・亀田西圏域を除く

グラフ 2

相談手段別 相談実件数の推移



※各年度とも 地域包括支援センターかめだ を除く

- 電話、来所による相談の他、老人憩の家や大型店舗などへ出張相談を行い、身近な所で相談できる機会を提供するとともに、センターの周知にもつなげています。

表 2

出張相談実施回数の推移

（単位：回・人）

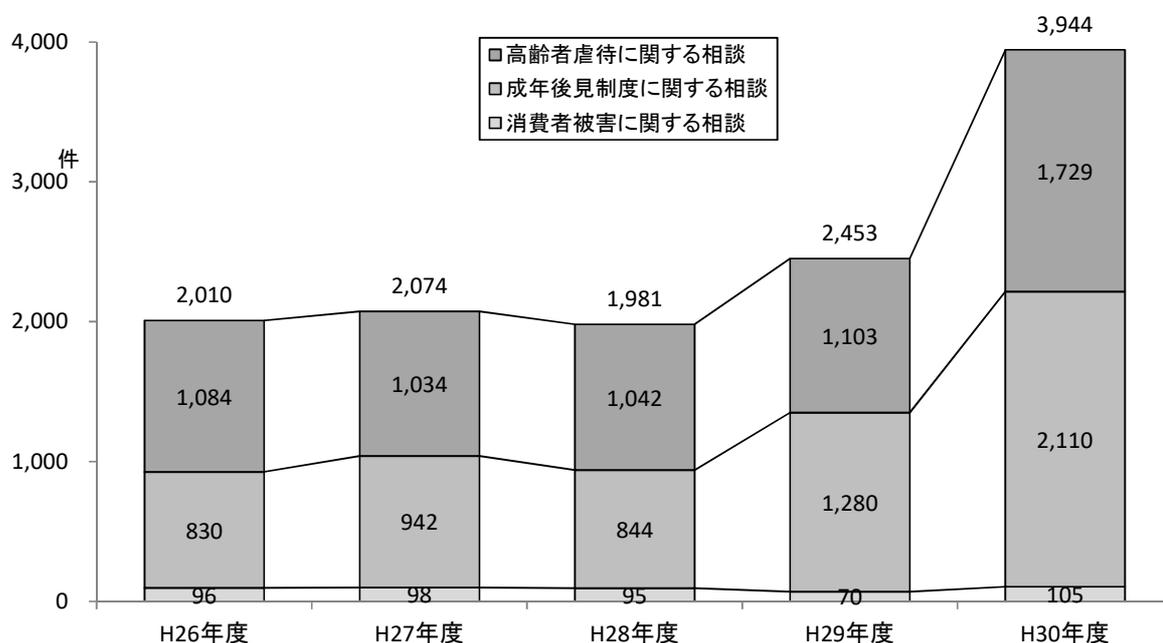
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
出張相談実施回数	368	401	359	368	371
相談者数	1,623	2,274	1,984	1,865	2,362
1回あたり相談者数	4.4	5.7	5.5	5.1	6.4

② 権利擁護業務

- 権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象となりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うものです。
- 具体的には高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応に関する相談対応、成年後見制度に関する相談や制度の利用支援などを行なっています。

グラフ3

権利擁護に関する相談実件数の推移



③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 多様な生活課題を抱えている高齢者などが、生活や身体など状況が変化しても、安心してその人らしい生活を地域で継続するためには、包括的及び継続的に支援を行うことが必要です。
- 地域のケアマネジャーが抱える、支援が難しい事例などについて、ケアマネジャーへの電話相談や会議などを通じた助言、指導を行っています。

表 3

ケアマネジャーなどに対する支援回数の推移

(単位:件・回)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
支援実件数	5,410	5,201	5,423	6,225	6,077
1件あたりの支援回数	2.3	2.3	2.9	2.3	2.0

- ケアマネジャーが、かかりつけ医をはじめとした地域における多職種や地域の関係機関などとの連携を構築したり、サービス事業者が質の高い介護サービスを提供できるよう、ケアマネジャーやサービス事業者を対象とした研修会を企画・実施するとともに、他機関が主催する研修会の講師を務めています。

表 4

センター主催研修会など開催回数の推移

(単位:回)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
センター主催研修会	312	317	349	294	240
他機関主催研修会の講師	360	340		492	723
合計	672	657	349	786	963

④ 介護予防ケアマネジメント業務

- 要支援者及び事業対象者（基本チェックリストの判定による介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の対象者）に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境などに応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成し、自立支援・介護予防を支援するものです。
- 対象者の状態や置かれている環境を評価し、適切な介護予防・生活支援サービスの利用や地域の社会資源を利用できるようケアプランを作成しています。
- ケアプラン作成は、平成 29 年度の総合事業の開始に伴い、利用サービスの種類によって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントに位置付けられます。

表 5

介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

	要支援1・2	事業対象者 (基本チェックリスト判定による)
介護予防給付サービスのみ利用の場合	介護予防支援 (保険給付)	利用不可
介護予防給付サービスと総合事業を併用する場合		
総合事業のみ利用する場合	介護予防ケアマネジメント(総合事業)	

※介護予防支援はセンターが指定介護予防支援事業所として実施

※介護予防支援、介護予防ケアマネジメントについては居宅介護支援事業者に委託可

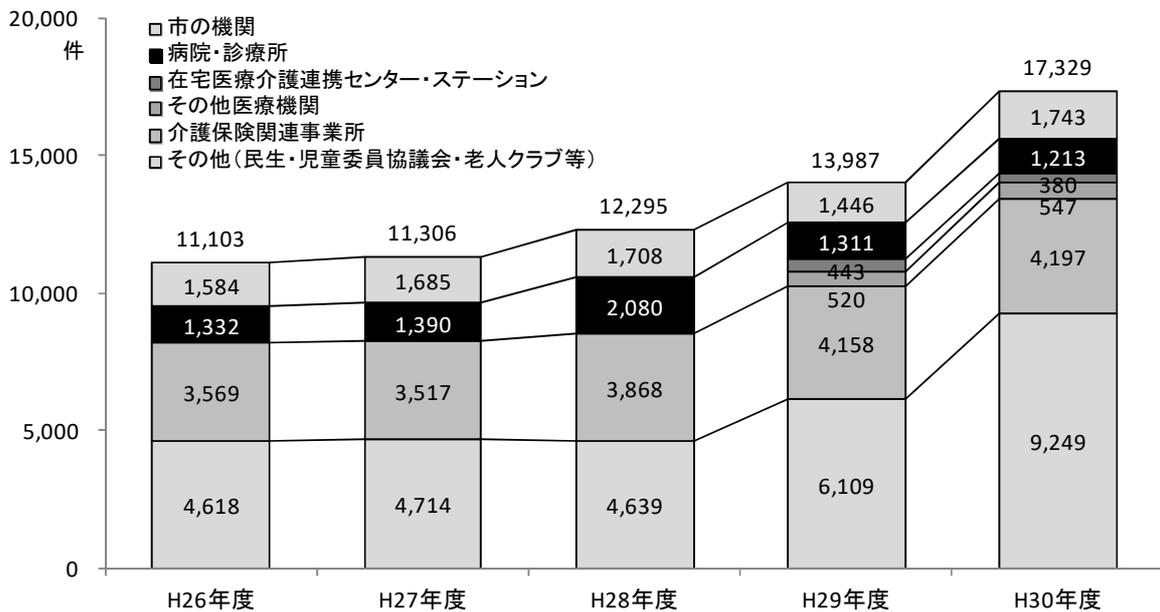
- 介護予防ケアマネジメントについては「(4) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」にて詳述します。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

- 包括的支援事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要です。
- センターは、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「ネットワーク」を構築するとともに、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう努めています。

グラフ 4

ネットワーク構築のための連携回数の推移



※各年度とも 地域包括支援センター西川 を除く

※平成 28 年度までは「医療機関」としていた項目を、平成 29 年度から「病院・診療所」、「在宅医療・介護連携センター、ステーション」、「その他医療機関」と分類。

- 様々な機関などとのネットワークの構築により、各関係機関などからセンターに地域の高齢者に関する様々な情報が寄せられたり、支援に必要な情報を共有ができたりと、多種職連携の協働による支援につながっています。

(3) 機能強化事業

- センターが地域の実情にあったきめ細かな支援を行うことができるよう、主に以下の業務を中心に行う職員を各センターに配置しています。

- ① 訪問による高齢者の実態把握 (グラフ 2 参照)
- ② 出張相談 (表 2 参照)
- ③ 地域とのネットワーク構築 (グラフ 4 参照)
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務 (表 7 参照)

※機能強化職員は、介護予防支援は行いません。

(4) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- 介護保険における予防給付の対象となる要支援者と、総合事業における事業対象者が介護予防・生活支援サービスなどの適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境などを勘案し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、介護予防サービスなどの提供が確保されるよう、事業所との連絡調整を行うものです。

なお、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業者へ委託することができます。

表 6

介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの類型

利用サービス	利用サービスの具体例	介護予防支援または、 介護予防ケアマネジメントの 類型
介護予防給付	訪問看護、福祉用具の貸与	介護予防支援
介護予防給付 + 介護予防・生活支援サービス事業	福祉用具の貸与+介護予防 訪問介護相当サービス	
介護予防・生活支援サービス事業 (指定又は直営、委託のサービス)	指定事業者のサービス (介護予防訪問相当サービス、 通所型基準緩和サービス)	介護予防ケアマネジメント A
	短期集中予防サービス (幸齢ますます元気教室、訪 問指導)	介護予防ケアマネジメント B
介護予防・生活支援サービス事業 (住民主体の訪問型生活支援、 一般介護予防事業など)	住民主体の訪問型生活支援、 地域の茶の間、 健康教室、保険外サービス	介護予防ケアマネジメント C

表 7

類型別ケアプラン作成件数の推移

(単位: 件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
介護予防支援ケアプラン	7,739	7,989	8,086	5,414	5,808
介護予防支援ケアマネジメントA				3,418	4,022
介護予防支援ケアマネジメントB				228	229
介護予防支援ケアマネジメントC				4	6
計	7,739	7,989	8,086	9,064	10,065

※件数は各年度3月分

表 8

居宅介護支援事業者への委託件数割合などの推移

(単位: 件)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ケアプラン作成総件数	7,739	7,989	8,086	9,064	10,065
地域包括支援センター担当件数	3,539	3,526	3,223	4,086	4,377
居宅介護支援事業者への委託件数	4,200	4,463	4,863	4,978	5,688
居宅介護支援事業者への委託割合	54.3%	55.9%	60.1%	54.9%	56.5%
同系列法人への委託割合		10.4%	10.3%	10.2%	10.2%

※件数は各年度3月分